

〈書評〉

河村克俊著

## 『カントと十八世紀ドイツ講壇哲学の自由概念』

(晃洋書房、2022年)

久呉 高之

本書の意図の一つは、「『純粹理性批判』でのカントの自由概念を十八世紀ドイツ講壇哲学の脈絡のうちに置き、その先行史との連続性のうちに考察することにある。第一章は「ヴォルフとドイツ講壇哲学の自由概念」に、第二～四章は、『純粹理性批判』までのカント自由論に向けられており、第二章は「前批判期カントの自由概念」、第三章は「カントの二律背反論と「宇宙論的な自由」の前史」、第四章は「『純粹理性批判』での自由概念」と題されている。第二～三章も、ドイツ講壇哲学の多くの所論を扱い、カントとの関係を論じているが、第四章はカント所説の論点整理という側面が強く、第一～三章のほうがスリリングに思われる。「超越論的自由」と「実践的自由」という二つの自由概念をなぜカントが『純粹理性批判』(以下『批判』)で提示したのかという問いに答えることが本書の「主眼」だとされつつ、「自発性(Spontaneität)」と「選択意志(Willkür)」の概念を手引きとして、ヴォルフに始まり、ゴットシェート、ヴァーグナー、バウムガルテン、マイアー、クルージウス、フェーダー、テーテンス、カントに至るまでの自由概念が丹念に見定められ、ノルベルト・ヒンスケの薫陶にしたがう概念史的な考察と発掘が周到に進められてゆく。

本書のもう一つの意図の実現として、「忘却された神学者ヴァーグナー」の思索を取り上げ、ドイツ哲学史のなかに位置づけたことの功績は大きい。ヴォルフ等において「自発性」は「選択意志」の同義語とされたが、F. ヴァーグナー(1693-1760)は両者を明確に区別し、後者に対応するラテン語として *arbitrium* を充て、前者を「自己活動性(*Selbstthätigkeit*)」と定義したという。こうした創意は、「自発性」と「選択意志」に「自由な選択意志」を加えた「三つの階層」に基づく自由概念理解とともに、基本的にはバウムガルテン、マイアーへと継受・受容されたとのことであり、著者が示すところでは、彼らを通してヴァーグナーの影響は『批判』のカントにまで及んだのである。

カント自由概念の「源泉」に迫る好著であり、カント前史に関しては必読書ともいえるが、それだけに、評者としては、二つの大きな問題を看過しえない。一つは、本書の締め括りの文言「自由の問題は無制約的な選択意志の問題であると同時に、行為の帰責の問題でもある。二つのコンテキストは最終的に一つになることなく残り、そして超越論的ならびに実践的という名称の二つの自由概念が並び残ることになったわけである。」の二番目の文に関する疑念で、この、真意の見えづらい論定は、ある省<sup>レフレクシオン</sup>察と「実践的自由」とに関する著者の以下のような思いなしに基づくものとみなされる。——「最大の困難は次の点に存する。作用因ないし決定因の連鎖において、主観的に〔＝理性の原因性に関して〕無制約的な選択意志は、いかにして思惟されうるか、あるいは、そこから離れる場合(*wenn man davon abgeht*)、行為の責任はいかにして可能であるか。」(私訳)という省察(XVII, 316)の原語引用部分を著者は「この問題から離れるとして」と訳しているが(239頁)、そうではなく、「自由の超越論的理念」は「行為の可帰責性の本来の根拠としての、行為〔働き〕の絶対的自発性の概念」をなす(A448/B476. 強調は評者)という理解をここに見て取り、〈無制約的選択意志の概念・思惟・想定から離れるならば(次の問いが「困難」になる)〉と解すべき

だろう。「二つのコンテキスト」に関する上記の論定とは逆のことを当の省察は示している。

また、カントが「感性的動因<sup>アントリフ</sup>による強制からの選択意志の独立性」と定義する実践的自由についての「カノン問題」、すなわち、アンチノミー論ではそれが超越論的自由を「前提する」とされているのに、方法論「カノン」の章では「経験によって証明されうる」と言われていることに矛盾はないか、という問題に関して、著者は「解決できないだろう」とし、つぎはぎ細工説が「想起される」としているが(227頁)、同章第1節に従えば、こう考えられる。感性的動因からの自由(独立性)を理性の原因性として認識する、その認識根拠は経験のうちにあるが、「感性的動因に関して自由と呼ばれるものが、より高く遠い作用因に関しては、これまた自然であるかもしれない」との観点に立つならば、「感性界のすべての規定的諸原因からの独立性」としての無制約的原因性なしには「自由」は認められなくなるため、超越論的自由は実践的自由の存在根拠とみなされる。後者はその定義上、一つの事実として認識されうるし、実践そのものにおいてはこれで十分だが、上記の観点にしたがう思弁的考察に入るならば、超越論的自由がその根拠・前提として見定められる。しかし実践的自由の定義は、無制約的原因性を排するものではなく、これに関して無<sup>ニュートラル</sup>記であるから、そうした見定めによって否定され無効となるのではなく、むしろ当の定義が「自由」の定義として有効であり続けるための条件が超越論的自由であり、ここに矛盾は存しない。

第二の問題については、講壇哲学における「均衡中立の自由」(二つの対象の価値や欲求が同等であり均衡しているという心の状態)の扱いを著者は第一章で繰り返し論じているが、「無差別の自由」という表現は、クルージュスからの引用でしか使っておらず、また両表現の間に相違を見ていない。そして第三章冒頭で、カントの『新解明』に関して、「理性に基づく自発性が自由であるという命題と、二つの対象から一方を選ぶに際して心のもつ均衡中立状態が自由であるという命題の対立」が話題にされたあと、「均衡中立の自由」はもはや大きな問題とはされなくなる。批判期のカントがとうに乗り越えた古い概念だという見立てであろうが、その背後に認識の大きな逸失を認めざるをえない。近世哲学における「無差別の自由」の概念が把握されていないし、『批判』のうちに「無差別の自由」の問題が看取されていないのである。——「決定根拠」と「他行為可能性」との緊張関係により、「帰責の根拠となりうる「意志の自由」という概念は、「無差別の自由」と「必然的決定性」との狭間に存して」いるのだが(新田孝彦『カントと自由の問題』北海道大学図書刊行会、1993年、27-28頁)、こうした問題意識を本書のうちに見てとることは難しい。

デカルトは、「ピュリダンのロバ」が置かれているような「状態としての無差別」と「意志の積極的な能力としての無差別」とを区別し、「意志の無差別」である後者について、「明証的な理由によって傾かされているとき、それをするを差し控えることだけでなく、それとは反対のことをすることもできる」という「自由」(第一の無差別を欠く第二の無差別)を語っている(井原健一郎「デカルトにおける二つの無差別について——一六四五年二月九日付メラン宛書簡の検討」日本倫理学会編『倫理学年報』第70集、2021年、89-103頁。強調は評者)。そのさらなる所論はおくとして、デカルトの言う、このような自由の「経験」を、「意志それ自身は何ものにも従属していないと感じると、われわれは想像する」という言い方で揶揄したヒュームが、「自発性の自由」と区別されるべき「無差別の自由」は、「必然性と原因との否定を意味するもの」であって、「偶運(chance)とまさに同じもの」であると述べる時(A *Treatise of Human Nature*, Book 2, Part 3, Sect. 1-2.)、「意志の無差別」(無差別的選択一般)を考えていることは明らかだろう。ライプニッツにおける「無差別」(Gerh. III, 401f; VI, 296f.)も、第一の無差別に限定されていない。

たしかに、充足根拠律の「前提」のもとでは、著者が言うように「複数の根拠の等価性」に基づく立論がドイツ講壇哲学において求められたであろう。だが、この前提に緊縛されない考察においては、心の均衡状態を仮定する必要はないし、行為者にとって価値の低い(動機づけの弱い)ほうが選択される可能性を問題化することには大きな意義がある。このような選択の想定はむろん、均衡状態における選択の仮定と同様に、不可解な(行為者自身にも説明のつかない)「偶然性」の想定に陥るが、かたや、この「反対のこと」を選択することができないのならば、他行為可能性や責任の存立が危ぶまれることになる。自由の問題における均衡状態(等価性)の想定は、一定の役割を演ずるものとはいえ、深い奥行きをもつはずの問題を特殊化し矮小化するきらいがある。

もっとも、「均衡」という表現は、当該の同等性の有無にかかわらず選択そのものがいずれにも傾かされない(無差別的選択である)ことをも意味しうる。1755年のカントが否定する立場を表す「均衡の無差別(indifferentia aequilibrii)」(I, 401. 403)がそれである(vgl. Gerh. V, 182)。人間は「自由な行為」において「どちらの側に対しても無差別に身を処して、[人間を]どこかへ決定すると君[決定根拠律の擁護者]が思いみた諸根拠がどれほど措定されても、何であれ或ることを或ることの代りに選択することができる」という文言において、カントは近世哲学史に棹さす仕方で「自由な行為に関する人間の意志の無差別」を考えている(I, 402-6)。

「超越論的自由」について何よりも気遣わしいのは、意志や行為の「規定根拠」の扱いである。93年のカントは、「自由は行為の偶然性(行為がまったく諸根拠によって規定されていないこと)において、すなわち非決定性においてではなく……、絶対的自発性において成り立つ」(VI, 50 Anm.)と述べているが、規定根拠の存在と絶対的自発性との両立が問題となる。周知のように、『批判』より後のカントは、道徳法則にしたがう理性の自己規定(意志の自律)において両立しうると考えるのだが、そのさい、法則にしたがって行為するかしないかを規定する根拠がただちに問われる。97年のカントは、「選択意志の自由は——幾人かがそれを試みたのだが——、法則に賛して行為するか反して行為するかを選択の能力(無差別の自由 *libertas indifferentiae*)によって定義されることはできない」と述べている(VI, 226)。前批判期から問題とされた「無差別の自由」の概念は、批判期において、自己立法の可能性や「悪」の存立の問題にまで関わってくるのだ。

むろん、これらは『批判』より後の時期の問題圏に属するが、こうした問題は、けっして『批判』と無縁であるわけではなく、『批判』のうちにこそその起源を有すると言ってよいだろう。カント(A554ff./B582ff.)は、理性が「自己を別様に規定」することは(理性は「規定されうるものではない」ゆえ)不可能だとしながら、「悪意ある虚言」を、理性が「完全に自由」である場合として問題にし、「自由」を意志の自律に限定していない。理性の無制約的原因性によって、「行為は彼の叡知的性格に帰せられ、彼は今や、自分が虚言するその瞬間に、全面的に責任を有する」とされる。ここでは、善悪いずれをも無差別に選択しうる能力が事実上「自由」として容認されていると思われる。

「無差別の自由」をめぐるカントの苦闘は、著者が取り上げている「無規定な選択意志」についての省察(XVII, 465. そこでは人間の選択意志の「非決定性」が問題化されている)にも表れている。ライブニッツの所論(vgl. auch Gerh. IV, 454; VII, 77)からみて、あるいは、「幾人かがそれを試みた」というカントの表現からみて、無差別的選択一般に関する考察は、18世紀ドイツ講壇哲学のうちに何らかのかたちで——おそらくは自己規定や悪にもかかわる議論として——存在したはずであろう。そうした考察を、『批判』に至るカントの苦闘を含めた概念史のなかに首尾よく位置づける試みを、著者の真摯な研究姿勢に期待したい。